

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
1	40歳代	伏見区	—	条例を制定することは、大変いいことです。後は、今までの文化財保存された建築物と、これから、保存される建築物の予定の建物のリストを作成してもらいたい。そして、建築物保存する数は何件するのか知りたい。
2	50歳代	市 外	1	趣旨はよくわかるし、それができれば町家にとっては、とても良いことだと思う反面、現行の基準法は何なのということになると思う。市民の中には町家に関心のない人もいるし、それらの人が不利益を被らない為に、条例の制定だけでなく資金等の相当なバックアップが必要だと思う。
			2	ヤミではなく正々堂々と保存、活用できることは評価できるが、とにかく不平の出ない十分な資金を行政に用意してから実施して欲しい。
			3	所有者に多くを計画させ実施させるのは理想だが、素人がそのようなことをするのは、かなり難しいと思う。市側が希望者にプランを提供し、すすめていく形を取らないと難しい。専門業者を紹介する（市側負担）と話が進み易い。もちろん費用面も市側ができる限りバックアップをする。
			4	上記の手續（保存活用計画）をへてされた許可手續は妥当。
3	—	—	1	木造は古くなっているので安全性にかけるところが多いので、これについてどうなのかということをよく考える必要があると思います。
4	60歳代	下京区	1	基本的には賛成です。但し条例に該当する町家は600戸ぐらいではありませんか。48000戸の2%が毎年解体されている事の対処ではありませんね。
			2	48000戸の町家を残す条例がほしい。例えば50㎡以下の京町家には10%の増築を認めるなど狭小町家の水廻りは貧弱。
			3	京町家の旅館（簡易宿泊）の規制緩和を求めます。
			4	あまり厳しい条件をつけないでほしい。耐震評定1.0以上とかすると条例の目的とする京町家が少なくなる。
5	50歳代	上京区	1	景観的・文化的に価値の高い京町家を将来にわたって継承していくには、凍結保存ではなく、常に手を入れながら、大地震にも耐えることができるよう、京町家に適した安全性の向上を図る必要があると思います。 他都市のモデルとなるような取組に期待しています。
			3	所有者が保存活用計画を立案するに当たって、専門家のサポートが必要だと思います。建築士や工務店など、専門家の養成にも力を入れてください。
			5	今回の制度の対象候補は500件程度ということですが、対象とならない多くの京町家についても、安全性を確保しつつ適切な保全・再生が進むよう、市民・事業者に対する周知と支援が必要だと思います。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
6	40歳代	市 外	1	京町家の保存・活用のため、京都市が責任をもって新たな仕組み（条例）をつくることに賛成。こうした取組は、地方分権の観点からも更に進めるべき。
			2	将来的には、木造以外の戦前の近代建築物も対象候補建築物とすべき。 今回は「景観的、文化的に特に重要なもの（概ね500件程度）」とされているが、残すべき京町家の裾野は広いので、将来的には「特に」を削って「景観的、文化的に重要なもの」とするなど対象候補建築物の範囲を拡大することを検討すべき。 市長が保存建築物に登録するに際して、景観や文化の観点について、美観風致審議会などの場において有識者の意見を聴くべきなので、条例にそのような手続きを規定すべき。
			3	保存建築物と同一敷地に、保存建築物としては登録されない新しい棟がある場合、新しい棟は建築基準法の規制を受けることになると思うが、その棟については建ぺい率や容積率に関して脱法的な増築が可能となる可能性がある。このため、保存活用計画において壁面線や高さを制限し、脱法的な行為ができないように担保すべき。
			4	維持管理の実施や市長への報告については、京町家まちづくり調査の結果や京都市景観まちづくりセンターが行っている京町家カルテなどの取組とうまく連携させることを検討すべき。
			5	建築基準法第3条第1項第3号の指定を解除する可能性があるのであれば、建築基準法上、指定を解除された建築物が、違反建築物となるのか、いわゆる既存不適格建築物となるのか、について明らかにしていただきたい。仮に、既存不適格建築物と扱うのであれば、指定時より解除時の性能（耐震性、防火性など）が劣化しているものについては、建築基準法第10条の勧告等を積極的に行うべき。 この条例を活用する事例が増えるよう、金銭的、人的な支援制度を更に充実させるべき。
7	30歳代	中京区	1	主旨・目的はすばらしいと思います。
			2	市長から所有者に保存建築物としての登録を働きかける制度があっても良いのでは。
			3	建物を長く活用することが制度の主旨なので、所有者の利用の仕方の変化や、技術の進歩にあわせて、保存活用計画を更新していく仕組みも必要だと思います。
			4	許可基準等は硬直的なものにせず、柔軟な対応ができる制度として欲しいです。
			5	条例をつくるだけでなく制度が積極的に活用されるよう、改修等の費用補助、所有者への専門家派遣など、ソフトの取組も充実させて欲しい。また、市役所もそのために組織を充実して欲しい。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
8	—	—	—	<p>建築基準法の適用を除外し、現行の建築基準法の下では困難であった建築行為を可能にする条例を制定することに賛同します。今まで、建築基準法の壁で、京町家など改修が出来ないために、活用されず、取り壊されていました。この条例が出来ることで、少しでも京都らしい家が次世代に受け継がれる事を期待しています。</p> <p>また、所有者は、定期的に建築物の維持管理状況を報告する必要があるとありますが、過度の負担とならないよう検討をお願いします。</p>
9	20歳代	右京区	1	<p>条例の制定する趣旨や目的については賛成です。ただし、法適用除外というのは特例的に用いるべきであり、あくまで、法の範囲内での運用検討をメインに考えていくことが今後必要だと思います。</p>
			2	<p>所有者が単独で保存活用計画を作成するのは困難ではないでしょうか？（支援する仕組みが必要）また、建物の状態によって状況は異なるため、保存活用計画については、基準などは定型化せずに、個々の状況に応じて判断する方がよいと思います。</p>
			3	<p>基準を定型化せずに、状況に応じて現場の設計者や施工者の声を反映できる仕組みになるようにしてほしいです。</p> <p>（安全性を度外視するようなことがないようにするのは当然ですが…）</p>
			4	<p>基本的にはできるだけ手続きは簡素化してほしいと思います。しかし、適用除外という特例的な扱いである以上は、手続きのなかに第三者の意見を求める必要があるのであれば、検討していただくべきとも考えます。</p>
			5	<p>「今後、現行の建築基準法の下で可能な建築行為について整理」していただき、わかりやすく伝えていただくことを期待しています。</p>
10	20歳代	下京区	1	<p>京町家などの歴史都市京都の財産を次世代に継承していくことは重要な課題であり、よいことだと思います。また、これまで難しかった適法な増改築等を誘導することができればよいと思います。</p>
			2	<p>一般に利用されている京町家などで、対象候補となる建築物件数はまだまだ少なく、今後、対象拡大を図っていく必要があると思います。</p>
			3	<p>保存活用計画がどれくらいのレベルを求めているのか、ひな型等の例示があればよいと思います。定期報告は重要ですが、市民の負担とならないような「定期」である必要があります。</p>
			4	<p>保存活用計画立案時とは異なる建築計画になった場合は、再度、保存活用計画を立案する必要があるのですか？</p>
11	50歳代	伏見区	—	<p>これまで、建築基準法や相続の問題から多くの京町家が壊されてきたと聞きます。今回の京都市の条例化は、長年住みなれた町家を壊すことなく、所有者がしっかりと計画を立てた上で保存・活用できるようにするものだと思いますので、とても良い取組だと思います。</p> <p>ただ、多くの所有者は建築関係の知識に不案内な方だと思われるので、保存活用計画をつくる時などには京都市がしっかりとサポートすることが必要だと思います。</p> <p>京都が、これからも世界の都市の中で存在感のある都市であり続けられるように願っています。</p>

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
12	40歳代	市 外	1	京都の都市の特性を考えると、京町家などの伝統工法による木造建築物の保存・活用を目的とした制度の創設は必要であると考えます。 制度は多少複雑ではあるが、活用するに当たって、古い建築物の安全性を担保する必要があることから、仕方ないと思う。
			2	京都市には、多くの京町家が残っているのに、対象建築物を他法令で価値付けされた概ね500件だけに絞るのは、近年の京町家の消失のスピードに合わないのではないか。
			3	文化的・景観的に重要な建築物であっても、活用するのであれば一定の安全性の確保は必要であると考えます。
			4	いささか煩雑であるが、安全性の担保のため仕方がないと思われる。
			5	京都が、他都市との差別化を図り、都市間競争に勝つためには、必要な制度であると考えられるが、早急に対象建築物を広げる政策を打つ必要があるのではないか。
13	40歳代	市 外	1	価値の高い建築物を継承するために建築基準法の適用除外制度を創設することは賛同できる。 しかし、古ければ何でも法律の適用除外の対象とすることになると、建築基準法の役割を考えるとおかしいので、慎重にしてほしい。
			3	保存活用計画は所有者や普通的设计士まかせではまとめられないと思う。 京都市が本気で町家を残そうと思っているのであれば、保存活用計画の作成から改修工事までを総合的に支援する姿勢を示してほしい。(財政的, 技術的, 体制的…)
			5	近年、町家ホテルや町家ごはん等と町家は良いものだともてはやされているが、安全性の確保はしっかりと考えて欲しい。 もし仮に事故が起きてしまうと観光都市京都のマイナスにもなることも認識して進めてほしい。
14	50歳代	伏見区	—	10/14の読売新聞の記事で、京都市が新たな条例を提案していることを知りました。 市民の財産でもある京都らしさを将来にわたって残していくためには、ぜひとも実現してほしい取組だと思っておりますし、日本の景観まちづくりをリードしている京都市だからこそ実現させなければならないと思います。 ただ、新聞記事にも書いてありますが、防火や防災対策には行政としてもしっかりとチェックする仕組みを作り、安心・安全なまちにしてほしいと思っております。
15	50歳代	西京区	1	伝統的な木造建築物のうち、景観的、文化的に特に重要な建築物について、活用できるよう保存していくという条例の目的には賛同します。
			2	登録する建築物をどのように選択されるのかが分かりにくい。恣意的な、主観的な選択にならないか心配です。
			3	この計画を策定するのは、手間、ひまと経費がかかりますが、私有財産に公費を投入することにもる手を上げて賛成するつもりはありませんが、助成等がなければ、条例の趣旨に沿った保存、活用は進まないと思います。 京都市で何か考えていることはあるのですか。
			5	私と同様に、趣旨に賛同する方も多いと思いますが、より多くの方の賛同を売るためには具体的にどういったものが対象になるのか、どれだけの効果があるのかといった、イメージが湧くような周知が必要かと思っております。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
16	40歳代	東山区	1	建築基準法の精神を生かしつつ、重要な伝統的木造の建築物を維持・継承する素晴らしい仕組みです。
			2	①～⑤に準ずる重要なものについても柔軟に対象を拡大し、重要な建築物を残すべきである。 木造以外にも対象を拡大すべきである。
			3	当該建築行為が‘価値’に及ぼす影響をどのような仕組みで誰が判断するか、予め明示しておく必要があると思います。
			4	建築確認申請の手続と比べて、申請者の負担が過度にならないように配慮が必要
			5	本制度を活用した事例を広くPRし、大切なものを守る雰囲気を広めてください。
17	30歳代	市 外	—	<p>貴重な京町屋を残すために、一定の条件下で建築基準法を緩和する今回の制度の制定については賛同します。</p> <p>しかし、京町屋と言っても、保存状態や文化価値などいろいろなレベルのものがああります。</p> <p>(以前に町屋居酒屋と謳っている店に行ったことがありますが、「町屋」という名から私が期待していたものとは違うものでした。)</p> <p>京町屋と言っても木造の老朽建築物に変わらないのですから、本当に価値の高いものに限って建築基準法を緩和すべきだと思います。</p> <p>そして今回の取り組みを十分に検証したのちに対象の拡大を目指して環境を整えるべきだと思います。</p>
18	40歳代	市 外	1	貴重な京町家を保存するための条例制定に賛同します。しかし、建築基準法の適用を外すことは慎重にすべきだと思います。
			3	市がアドバイザー派遣するなど、積極的に関与しなければ現実的には制度が活用されないと思います。
19	30歳代	市 外	1	この条例が制定されることにより、多くの所有者に喜ばれると同時に、歴史的な建物が維持されていくことで見学する側も恩恵を預かることができ、よいと思います。
			2	対象について、今後木造以外（鉄筋コンクリート造等）にも広げていけないものではないでしょうか？
			3	防火面において、所有者や管理者の方にきちっとしていただかないと不安です。この点の指導を京都市に行っていただきたいです。
			5	非常に良い仕組みであると思います。活用される物件が沢山出てくることを期待します。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
20	40歳代	北 区	1	合法的に安心して町家の改修を可能とする道ができ、京町家が残りやすい状況になることは、京都のまちにとって好ましいと思います。
			2	保存活用計画の立案は、改修等が予定されている時に建築士に依頼することになるとは思いますが、改修が望まれる建物でも所有者が改修に前向きでない場合に、その建物の価値が高い場合は、専門家がサポートし、保存建築物の登録提案を誘導することで、保全再生が促進されるようなことができるとよいかと思えます。
			3	維持管理するためのポイントをまとめていただいて、改修しようとする者にとって、改修の目安にもなるとは思います。
			4	京都市に建築計画を確認いただき、許可をいただいたうえで、検査もしていたければ、安心して町家に住むことができます。
			5	まちの空間の魅力と、安全性の両立は悩ましく、難しい問題かと思えますが、取り組まれる担当部署の方の努力に敬意を表します。
21	—	—	—	<p>条例制定の趣旨は理解できるが、条例の適用を受けられる建築物が果たしてどれくらいあるか疑問である。</p> <p>京都市の試算では概ね500棟を想定しておられるが、500棟は無理なような気がする。</p> <p>数少ない京町屋の改修を救済するために、わざわざ条例の制定が必要か疑問である。</p> <p>対象候補建築物を建築基準法施行前の建築物に特定するという事は昭和25年11月23日以降増改築が行われていない建築物が対象となるのではないかと？</p> <p>昭和25年11月23日以降現在まで、増改築していれば、条例の適用除外となりうる。</p> <p>また、昭和25年11月23日以降に建築基準法第6条の規定による建築確認を提出せず増改築を施工した建築物は、違反建築物となると思われる。</p> <p>上記課題をどのように解決されるのか？</p> <p>京都市では新景観政策策定以来「京都の建築物＝京町屋」というか「京町屋」という言葉に振り回されて、美化しすぎているのではないかと思う。</p> <p>平成の京町屋もその一例である。「京町屋」という言葉だけが一人歩きしている。</p> <p>たしかに、古き京町屋は保存に値するが、無理に残そうとして生じる弊害も検討すべきである。</p> <p>いまいちど直線的な考え方ではなく、逆説的な考え方から検証して、本当に残したい京町屋の保存に力を注ぐべきであると思う。</p>

受付 番号	年代	住まい	※	意見内容
22	50歳代	右京区	—	<p>今回の制度によって、京都における歴史的・伝統的建造物の保存・活用を進める上での第1ステップとなる誠に画期的な事と大いに評価したい。</p> <p>ただし、今回新たな制度によって対象とする景観的・文化的に特に重要な建築物は、希少価値の高い建築物として市内に点として存在するものであり、京都らしい町並みや地域といった線や面での景観を維持・向上させるには限界があるのではないかと。</p> <p>今、京都に求められるのは、景観的・文化的に重要な建築物だけではなく、伝統的な景観、町並みを維持・保存・復元していくことと思われる。</p> <p>また、市内に5,000件ほど存在すると言われ、今後も増えていくと予想される空き町家についても、その再生・活用が急がれる事は論を待たない。</p> <p>これらは決して文化的な価値や希少性を有するとは言えない場合も多々あるが、景観を形成する上では大きな意味がある。そうした町家の改修にあたっては、一定の性能向上や伝統的景観を復元することを条件としたうえで、その改修工事における建築基準法の適用を除外することを重ねて要望したい。</p> <p>このままではそうした町家は、法規制のために経済的な価値を評価される事がなく、何も手をつける事が出来ず、住む人もなく、利用される事もなく、放置されて朽ち果てていくだけになっている。</p> <p>当方では、上述のような課題認識に立って、町家の改修・再生・活用を目的として、地域の工務店、設計事務所、不動産業者、資材流通と、全国規模の資材メーカーなどが連携し活動している。国交省の長期優良住宅先導事業にも3年連続で採択を受けている。当方の実例からの実感として、建築基準法への適合条件がハードルとなり、本来目指すべき省エネ性、防火性、安全性、居住性、バリアフリー等の性能向上の試みが阻害されかねない現実にはしばしば直面している。</p> <p>今後の住宅の省エネ性、安全性などの視点、また京都の景観資産である街並みの事を考えると、本末転倒と言わざるを得ないのではないかと。</p> <p>冒頭に申し上げた通り、当制度によって、極めて希少価値の高い建築物の保存・活用の道が開かれる事には全く異論をはさむものではなく、大いに賛同する。</p> <p>しかし同時に、重要な文化的な価値を持たない町家に対しても、地域の景観の保全などの価値を認め、その再生・復元において建築基準法の適用除外を含め、当制度が同じように適用されることを強く要望する。</p> <p>また制度の利用が広がるように、明確なインセンティブを設けてメリット感を出すようにし、手続きそのものの一層の簡素化も検討いただきたい。</p>
23	50歳代	西京区	1 2 3	<p>1 京町家などの伝統的な木造の建築物を将来に継承していくためには、この条例のような仕組みが必要であり、画期的な内容だと思います。</p> <p>2 対象候補建築物に関し、①から⑤に準ずるものとありますが、できるだけたくさん位置づけるべきと考えます。「準ずるもの」として拾い上げるしくみはあるのでしょうか？</p> <p>3 所有者が、保存活用計画をつくろうと思うためのきっかけ作りが大事だと思います。何か工夫されることはあるのでしょうか？</p>

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
24	40歳代	左京区	1	古い建物を、安心して使い続けることができるようにするという制度だと思うので、時代の要請と市民の実感に合致したとても良い制度だと思います。
			2	普通の民家が対象になるというようなものでもないようなので、少しややこしくても仕方がないのかな…?と思います。 ただ、候補になれるのかどうか、実際に使いたいと思う人が事前に予測できないと使い勝手が悪いのではないのでしょうか。
			3	どこまで縛られるのか、後々の世代にまで累を及ぼすので、実際に使うとなれば一番難しいところだと思います。制度を使うときには、かなり厳しくても必要に迫られて応じてしまう可能性もあり、あとで後悔しないように、親切なアドバイザーを用意しておくことが必要だと思います。
			4	利用者がどのくらいの数になるかによるとは思いますが、京都市の方の処理できる量や質にも限りがあると思います。安全のためなら、規制は厳しいほうが良いのですが、建物を使い続けている人のストレス（経済的にも時間的にも）になってしまえば、手続が絵に描いた餅になってしまうと思います。
			5	全市で500件程度では、観光などの一部の人は別にして、市民生活に大きな影響はないと思います。できれば、この制度の延長でもいいですが、普通の民家を対象にするようなことを考えてください。 今日まで、長年、何事もなく住んでいたという実績を評価することはできませんか？
25	30歳代	西京区	1	京町家のレストランや雑貨等の店舗が増え、安全な建物、人通りも多く、明るくて、安心できる街に変化することが大切だと思いますので、良い制度だと思います。
			5	大変解りやすいので今後も市民重視の整備をお願い致します。
26	30歳代	中京区	1	伝統的な京町家は京都の良さだと思うのでぜひ活用して欲しい。
			2	登録や許可にお金は必要ですか。
			3	計画を作るには資金がかかりそうですが、京都市から補助を受けれるものはあるのでしょうか。
			4	定期的な報告とはどれくらいの期間を予定していますか？あまり短期間だと負担が掛かってしまうので期間は長めにとってほしいです。
			5	500件程度とありますが、京都にある京町家はもっと多いので対象を広げてほしいと思います。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
27	50歳代	西京区	1	制度の趣旨に賛成します。建物は活用されて初めてその価値が発揮できると思います。京町屋を保存する努力をされている方々のことを思えば、当然のことのように思います。
			2	単体の建物だけでなく、長屋や地域特有の町並み含めた運用ができないでしょうか？
			3	京都が持つ「ほんまもん」には、使われ続ける京町屋が不可欠であると思います。また使い続けられる京町屋があることが、京都の魅力の一つであると思います。どんどん進めていただきたいと思います。
			4	あまり難しい手続きは制度として利用されないことになりますので、できる限り簡単な制度（手続き）になれば良いと思います。手続きがどうしても必要であるなら、利用者の負担を軽減できるよう工夫が必要かと思ひます。
			5	木造建築物の耐震性能強化はよく耳にし、その対策も講じられようとしていますが、やはり防火についての対策もおそろかにはできないと思います。消火器の個別設置も一つの方法ですが、地域をカバーする放水設備や防火に対する組織作りも必要では無いでしょうか？これらについても助成できる制度があれば良いと思います。
28	—	—	1	現行の建築基準法から「伝統家屋を守れ」という姿勢がほしい。
			2	個人の資産、またはある特定の企業の資産であるために、公費支出をためらう気風を改め、それらがたくさんあれば、市民全体の宝なのだという周知活動、啓もう活動で制度を盤石に。
			3	建物の履歴書があればよいと思う。 調査員の育成やキャリアを積んでもらうこと、あらゆる建築施工業者に勉強会の機会をもうけてほしい。
			4	シンプルな流れでよいかと思ひます。トップが決めるなら安心感が…
			5	行政マンにお願い。 京都にふさわしい「美」の美意識を持ってください。 南仏やカリフォルニアが好きでも、京都は京都にふさわしい美を認める心を。
29	—	—	1	最低基準である建築基準法によらないのであれば、伝統工法に適した安全対策が建築基準法以上の性能を備えていると誰がどう判断するのか？ 安全性よりも保存なのか？保存すべき文化財等は、すでに法文上制度化されている。 現状で集団規定に適していない建築物は、当然対象に含まないと考えるが、そうした場合、更なる増築が認められないため、制度自体にあまり意味がないと思う。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
30	60歳代	西京区	1	歴史文化都市京都市において、文化遺産建築と環境を守るために大切な意味をもった制度であり、有意義な目的性を有していると考えられる。制度着手が遅すぎた感がある。
			2	既存建築基準法の枠組みの中で行うとすれば、現方法で行うしかないのですが、内容の重大性から考えれば、別の大系に書きかえる事でもよい。条例の果たす役割は大きいと考えられる。
			3	歴史的な木造建造物のオールマイティーな用途からすれば、現代社会に必要な様々な多機能性や複合性に対応する活用計画が登場する可能性があり、内容を想像的に理解して取り組む必要あり。
			4	伝統構法の内容を充分理解した、現状変更条件の解釈をできる、行政チームあるいは対策室を設け、実務者との対話の枠を拡げて貰いたい。
			5	対象候補建築物について、⑤に準ずるものの京都としての拡大した例、奥の深い内容について実務者との共同研究物対策が必要だと思います。御検討ください。
31	30歳代	左京区	2	残念ながら町家等歴史的建造物の違法な用途の変更や改修を取り締まることが難しいのが現実であり、現状の法規制が歴史的建造物の滅失につながっているとはそれほど感じてはいませんが、この制度が整うことで、合法的な歴史的建造物の活用を積極的に検討できる手だてができるので、間接的に保存運動の活性化に役立つと考えます。文化財保護法による保存と異なり、活用に対してとても柔軟な制度のようなので、京都のような生きた歴史都市には不可欠で画期的な制度だと思います。
			3	リーフレットの内容程度の内容であれば、計画の策定にそれほど大きな手間がかからず、現実的な範囲内だと思います。しかし、一般住宅を対象とした耐震改修の補助金制度のように、限界耐力計算による検討など、専門的な知識が必要とされる制約ができた途端、一般的には活用されにくくなる傾向があります。構造に関しては、伝統的工法による補修ができる大工さんはたくさんありますので、特殊な構造計算は一定以上の規模の改修で必要とするようにできればよいと思います。
			4	文化財保護法で国宝や重要文化財として指定された建造物は、建築基準法の制定と比べて、かなり長い月日を継続して保存されてきた建築物ですが、本制度が対象とする建築物は、今後も継続して保存されるかどうかは不明なケースが多く、保存建築物として半永久的に保存をする義務が生じるとなれば、修繕の経費やさらなる建築物の改修、不動産の売買が制約される等、制度活用の上で大きな障壁となることが考えられます。 そこで、保存建築物の指定が一定の条件で取り消せるような仕組みは考えられないでしょうか。保存という目的と矛盾するのは承知していますが、生きた歴史都市である以上、使われなくなった建築物が消えていくことを止めることはできませんし、仮に文化的価値が高いのであれば、重要文化財に指定する方法もあるかと思っています。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
31	30歳代	左京区	4	<p>そもそも、建築基準法自体が、全ての建築物が建て変わることを前提にしている中で、500件程度の建物を保存することが本制度の想定とのことですので、いくつかの建物が並んで登録されるような場合も考えられ、それが個別の保存計画だけで半永久的な保存となれば、安全上の問題も発生する恐れがあると思います。（同様に、歴史的建造物が建ち並ぶ場合のある伝統的建造物群保存地区では、補助金を受けて地区ごとに保存計画が策定され、建造物の状況に応じ、必要ならば放水銃や自火報設備、ドレンチャーを整えるような防災対策を行います。本制度では建物個別の保存計画立案にとどまるため、場合によっては建築基準法に逆行して災害対策が遅れる心配があるのではないかと思います。）</p> <p>保存を半永久的なものだけでなく、一時的な措置と捉えられれば、建築基準法のおおまかな流れにも逆りませんし、基準法制定前の建物が現行法に縛られて危険性が増しているという問題も解決しやすいのではないかと考えます。つまり、もし半永久的に保存することを前提とするならば、建築基準法によらず、建ち並んだ保存建築群の安全性を、個別の建物の保存計画だけでなく、伝統的建造物群保存地区のように、エリアとして検証しなくてはならないのではないのでしょうか。逆に本制度への保存建築物としての登録を定期的に更新するものとして、建物が建て変わるまでの一時的な措置と捉えれば、現状のように既存不適格建築物が建っている状態と何らかわりはなく、むしろ安全性向上の改修を可能にしている、という見方ができるのではないのでしょうか。</p>
			5	<p>文化財の保存、活用という側面だけでなく、安全性に疑問がある歴史的建造物の用途変更を伴う改修を取り締まる必要性からも、本制度はとても重要だと考えます。制度運用の法律上の問題は明るくないので検討いただくかなくてはいけません。保存建築物として保存する期間が半永久的なものなのか、または取り消すことができるのか、あるいは定期的に登録するような仕組みが可能なのか、建物自体もそれほど長い年月を使うように考えられて造られていないものが多いので、いずれにせよ国や地方自治体からの補助金がある程度受けられる重要文化財と同じ方法では難しいのではないのでしょうか。</p>
32	60歳代	東山区	1	賛同致します。担当者の御苦勞に伝統木造をしている大工にはありがたく、感謝致しております。
			2	各論になると実際の現場での対応がどうなるか、また基準法と同等もしくは厳しくなるか、不明な部分が残っています。
			3	現在の税制の問題、特に相続についての課題が大きな原因となっていること、また高齢化に伴う核家族の問題、少子化等々、問題は多くあると思う。
			4	許可手続の簡素化は一部で抜け道が出て来ないか心配です。
			5	詳細な部分を運用中にも直して、文章のみでなく、生きた活用をしていただきたい。個別なことでも面倒でも対応していただきたい。総論賛成です。
33	—	—	—	<p>京都にとって大切な「公共の財産である景観」を保全しようとされる政策に賛成します。今回の条例案により、対象となる伝統的な木造建築物の保全・活用が一層活性化することが期待できますが、一方で景観的、文化的に重要な建築物を保全することによる利益を所有者だけではなく、市民や来訪者が享受できるような工夫が必要であると思います。</p> <p>また、近代建築などについても保全できるように、対象建築物の拡充についても今後検討されることを期待します。</p>

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
34	30歳代	下京区	1	条例の趣旨には賛成しますが、この制度では文化財のように保存を前提とするのではなく、活用と保存のバランスを十分に考える必要があるのではないのでしょうか。
			2	「保存」を優先するのであれば、安全性については低下することを許容すべきではないのでしょうか。一方で「活用」を優先するのであれば安全性を考慮し、保存に対しては一種のあきらめが必要ではないのでしょうか。京都市としてどちらを優先されるのかが不明瞭な気がします。
			3	所有者の方が「保存」を優先するか、「活用」を優先するかによって保存活用計画の内容は変わると思います。
			4	建物のどの部分を保存し残す必要があるのかが不明瞭である場合、現状変更の際にトラブルになるのではないのでしょうか。（特に所有権が移転される場合等）
35	—	—	—	<p>今回制定される条例は、建築基準法第3条第3号に規定される「現状変更の規制及び保存のための措置」を定めるものだと思いますが、HPにより内容を見させていただき限りは、京都市が規制をしたいのか、活用したい所有者を救いたいのか、またはほかに意図があるのか、趣旨がよくわかりませんでした。（建築物そのものの「保存及び活用」というよりは、伝統的な街並みの維持には有効な部分もあるかと思いますが…）</p> <p>また、保存活用計画について例示されている内容を満足させるためにはかなりの負担が生じると思うので、維持修繕費の負担などの理由から滅失を余儀なくされる建築物は救えそうにないですし、これだけの要件を満たしながら伝統的な意匠、構造を将来へ継承することは、とても現実的とは思いませんでした。</p> <p>対象となる建築物も概ね500件程度ということなので、かなり限定的な内容かと思われませんが、一般にも理解できるように、もう少し目的とする部分を明確にしてほしいと思います。</p>
36	40歳代	左京区	1	地方自治体による自主条例レベルで建築基準法の綱かけを外すことができるようになることは、画期的なことだと評価します。この道筋は所有者や住まい手の自主的な判断により広まった町家の再生の成果の上にあることが忘れられないことを祈念します。
			2	この条例が適用される「景観的、文化的に特に重要なものとして位置づけられた木造の建築物」以外に、数万の町家の存続の課題は従前のままであることが忘れられないことを祈念します。
			3	<p>●構造上の安全確保について</p> <p>町家の構造特性が昭和初期型の町家とそれ以前のものについて、それぞれの確に判断された上、技術的な地震に対する性能評価が共有されるべきだと考えます。それまでの間は、町家の改修は町家の歴史の通り、伝統構法で行うべきであると考えます。近年に行われた「耐震診断」や「耐震改修」は実施結果を公開の上、見直しが必要だと考えます。それまでの間は取り止めるべきだと考えます。</p> <p>●防火上の安全確保について</p> <p>新しい条例が、町家を町家として残す主旨にある限り、歴史の通り、出火防止と初期消火の重点管理で町家を火災から守るべきだと考えます。むしろ町家に隣接する（町家以外の）建物に延焼防止策を徹底するべきだと考えます。ソフトの取り組みや実績評価、自然材料の使用限定や二方向避難など人命を守る仕組みを徹底して優先し、半端な防火構造を取り込む事はしないほうが良いと考えます。財産としての町家を守る点では、町家限定で公の保険制度の導入を提案します。特殊建築物となる町家についても原則は同じだと考えます。</p>
			4	煩雑になりすぎぬよう、住まい手や家主にも十分理解がおよぶことが大切だと考えます。従来の建築許認可とは逆で、入り口は柔軟で、後々まで決まりは厳しく制度が運用されるべきだと考えます。当面、手続き途中の判断基準については、リアルタイムで公表され、意見交換が行われることを提案します。
			5	町家の存続のための「全国初の条例」が、京都の歴史的な街区において、伝統構法での町家の新築のための一歩になることを祈念します。それが出来ない限り町家は必ず減り続けます。

受付 番号	年代	住まい	※	意見内容
37	30歳代	左京区	1	京都の町並みの景観を維持していくことと、建築基準法との間の矛盾の突破口となりうるこの条例に期待しているとともに、このような条例を制定いただけることに感謝しています。
			2	“景観的・文化的に特に重要なもの”というフレーズに違和感を覚えます。 全ての建物が京都の景観を形成しているわけで、大小関係なく、今まで積み重ねられ、続いてきた多様な住まいやなりわい、町家の連立する美しさ、知恵、技を後世へ繋いでいくべきです。
			3	個人の住まいとして活用するには大きすぎるような町家をほかの用途として活用する際にもこの条例は大きな役割があると思います。 使う方の安全を確保するために、町家の構造や機能を理解しながら過度にならないよう、町家という形式や景観を残していくべきだと思います。
			4	おそらく、多種多様な保存計画が提案されると思いますが、手続等が手間取ったり、高額になる（耐震等において）ことなく、一般の住まい手の立場に立って手続が進んでいくことを望みます。
			5	町家や景観の存続のためには、意識のある作り手の存在も大切ですので、技術を繋げる場であってほしいと思います。
38	—	—	1	日本の伝統文化の重要な拠点として、京都に残っている伝統的に価値のある建造物を保存・活用するために適切な方途だと思います。 ただ、その場合、「景観的・文化的に特に重要な建築物」には、どの程度のものまで含まれているか、個々の建築物よりも、それが連担した個性的な町並み景観により価値が認められる場合にも解釈を拡げて欲しく思っております。
			2	パンフレットの説明では、対象となる建物が、これまでにすでに何らかの形で重要建築物であると指定されたものに限るという風に感じられるが、これから拾い出される建物についても、該当するものであるかどうか。「500件ほど」とある枠は、今後、徐々に増やしていくものであるかどうか、知りたく思います。
			3	たとえば、保存活用を望む木造建築物が、3階建てのような場合、今日要求される3階建の構造基準をとっても満足できず、満足させるための補強が建築の魅力を失うような場合はどう考えるべきか。 たとえば、外観のみを保存し、建築内を利用できない状況で保存する、あるいは、部分のみを利用するというのも考えていいのか。 個々の建築物の状況を考慮し、柔軟な対応策が考えられる幅のある規定を望みます。
			5	只今念頭にあるのは、北区中川地区にある北山丸太生産組合の工場を含むこの地区に存する丸太倉庫、住居群の保存・活用です。昨今の丸太生産の落ち込みにより、これらの個性的で魅力のある景観をなす建築物が失われようとしています。ぜひ、この機会に検討をしていただきたく思います。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
39	50歳代	北 区	1	<p>基本的に大賛成です。活用されるために用意された条文だと思います。京都市から、第一歩を踏み出してください。日本人は法律を作るとき、欧米に倣い、それ以上になることが豊かになることだと信じていたのだと思います。</p> <p>しかし、日本人が持ってきた感性や生き方も含め、技術や文化を今一度取り戻すことを考える時期だと思います。</p> <p>今なら間に合う！京都ならそれが出来る！と思います。</p>
			2	<p>景観的、文化的に重要であるという考え方はとても大事です。ですが、時代によって、人によってずいぶん解釈が違います。光り輝く…、ではないですが、長いスパンで、広い範囲でそれらを捉えていく必要があると思います。一度失ってしまえば、取り返しがつきません。</p> <p>1～4に準ずるもの→準ずるところの範囲を広げていってください。</p>
			3	<p>法律以前に建っていたのだから、すべて認めるべきだとは思いません。伝統的な技術も継承しながら、今の時代の技術をもって、安全や快適（衛生）の保証はあるのだと思います。</p> <p>ですので、計画を立てるのは必要だと思います。</p>
			4	<p>きちんとした工事がされるべきで、しかるべき手続きは必要だと思います。しかし、その後の変更（住まい方による変更や、持ち主の移行、使用目的の変更など）には、柔軟に対応してほしいと思います。</p> <p>がんじがらめにすると、住まい手・継承者の負担になります。</p>
40	70歳代	左京区	—	<p>リーフレットの記述によれば、「景観的、文化的に特に重要な位置づけがなされている伝統的な木造の建築物」に関する説明は一般的で理解しにくい。「景観的、文化的に重要」と認定する基準を示さない文章は適切でない。</p> <p>しかし、「これらの伝統的な木造の建築物は、所有者をはじめとする方々の努力により良好な状態で維持管理されている事例がある一方で、建築物の老朽化や維持修繕費の負担など様々の理由から、滅失を余儀なくされている事例も見られます。」という記述、及びリーフレットに修繕等の技術的写真を掲載していることから判断して、老朽・危険状態にある建造物も、建築基準法の特例条項の適用を可能にして、木造建築物の保存及び活用をしようとするものであることは認識できる。</p> <p>しかし、このような曖昧な基準で法の運用を可能にする行政上の規則として条例を制定することは、京都の将来を見据えた町作りにおいて、どのような先進性・進歩性をもつものか全市民立場から、考慮する必要があると思う。伝統的建造物・伝統的景観の外見的皮相的維持なのか。市民生活の文化的・伝統的価値の継承とどのようにつながるのか必要な説明が求められていると思う。</p>
41	20歳代	中京区	1	<p>①「いわゆる京町家など」の内容を明らかにしてもらいたい。どのような建造物が対象か分かりにくい。</p> <p>② 長屋に利用できる制度になってほしい。長屋は個々の建物普請の質は低いかもしれないが、京都らしい景観を作っている残すべき長屋もまだ多く残っている。ただ、建物状態があまり良くないものも多く、増築されているケースも多い。</p> <p>あじき路地や御所東団地の長屋再生は非常に素晴らしいと思いますが、安全な建物である前提のもと、もっと時代の変化を受け入れる再生も進まないで、京都の価値は向上しないと思います。</p>
			2	<p>所有者に対して、制度や保存活用計画、定期報告に関する相談窓口が重要になると思います。また、伝統的な建物の所有者は、制度に関する悩みだけでなく、家族間の悩み、権利関係の悩み、改修に関する悩みなど、様々な悩みを持っており、相続などに差し掛かった時に、これらの悩みに寄り添い一緒に考える相談窓口（アドバイザー）がないと、相続時に市への寄贈の話ばかり出てくると思います。</p>
			4	<p>維持管理状況の定期報告に関する書式は（財）京都市景観・まちづくりセンターで実施している「京町家カルテ」の書式と合わせる方向で検討してほしい。</p>

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
42	—	—	1	前提として、「京都市の伝統的な木造建築物」の定義を明確化し、公開すべきではないでしょうか。市民にはどの状態のもの、形態のものが対象とされているか分からないと思います。
			2	上記と重なるが、対象候補建築物の選定はどのように行うのでしょうか。（所有者の自己申告・市または、選定団体からの要請があるのか。条例を受けたい所有者に向けて、丁寧で明確な記載をお願いいたします）
			3	相続や条例が受けられるようになってからの、相談を受け付ける窓口・担当がいると所有者に対して、トータルなサポートが行えるようになり、認定の促進につながるのではないのでしょうか。 トータルサポートとして、どのようなサポートがあるのか、状況に応じて明示してほしい。例) 資料制作・相続問題・活用方法のアドバイス・・・
			5	保存活用計画を作成するうえで、現状調査費用と、誰が調査費用を負担するのかについての説明を明記して頂けないでしょうか。 保存活用計画の作成サポートをする窓口・担当の設置や、具体的な見本を閲覧できるようにしてはいかがでしょうか。作成についてはすべて市民の方が行うとなると、不安を感じるのではないのでしょうか。
43	20歳代	東山区	1	全国一律の基準法を外して、各地方自治体が自らで責任を持って進んでいけることは素晴らしいことです。市民も主体性をもって、まちづくりへ取り組みきっかけになると期待します。
			2	対象候補となる建物の数が500件程度だと、現存する京町家47000軒のうちの1%程であるので、この制度による景観保全への波及効果は大きくはないでしょうが、これまで大切にされてきた代表的な町家に関して健康的に矛盾なく存続できる意味は大きいと思います。
			3	保存を図る箇所と、改修し生活に合わせる個所の判断について協議を重んじ、個別の回答を出せるような体制作りが必要です。町家を現状維持する以外にも活用という概念から、より多くの改修案が可能なはずで、その場合の判断の仕組みと考え方の公表をお願いします。
			4	“活用”するために、用途変更を行う場合に必要となる各機関への申請手続きにおいても、戦前の建物の活用であるという理解を徹底し、新制度で重要視する保存箇所が優遇されるように各機関が連携しない限り、有効に施行されないと懸念します。
			5	この新制度で対象となる範囲が狭いことから、現存する町家の99%への何らかの対策を切望します。国が保護する規模ではないが、大切な文化財が多く存在します。自治体独自の都市計画を作れるように今後さらなる検討を願います。

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
44	30歳代	上京区	1	この条例を使い建築基準法のあり方の楔になればと期待します。また、京町家の保存は急務なので、基準法の在り方の議論など待ってられない状況だと思います。そうした中での早急な解決策としてすぐに取り組んでいただきたいです。
			2	対象候補建築物の数について疑問があります。既に残されるような要因を持っている京町家と、何もない京町家の数と、街並み形成の問題で自力で残せる町家、自力で残せない町家があります。自力で残せず、またこれといった特徴をもたない町家、路地奥の町並みなど、京都の景観を構成している面を作っているのは後者です。点でおさえても、町並み、その生活、文化は残せません。より広い候補をお願いします。
			3	耐震性について、どの程度対処できるか。長屋の一部ではどうか？適切な耐震性能の向上とは何か…。なかなか結論は出ないと思います。この条例だけでの問題ではないのでしょうか、安全とは？という共通認識を工務店・建築士に持ってもらうないといけないと思います。
			4	定期報告だけでなく、立ち入り検査を定期的に行わないと、この制度を悪用されることも出てくると思います。
			5	より広い範囲で、一日も早く実現できることを望みます。またこの条例が全国に広まり、建築基準法改正への突破口になることを期待します。
45	70歳代	北区	1	<p>「景観的・文化的に特に重要な京町家の保存・活用」に賛成します。この条例は、特に重要な物件に限るべきです。現在、京町家軒数は5万軒近く、その中で空き家が2割も占められているとのこと。保存は限定すべきです。</p> <p>その理由</p> <p>① 京町家の歴史的文化的価値に賛同しても現代の防災、衛生、居宅性にはマッチしていない、改修しても限度がある。</p> <p>② 景観上、京都の町並み、風景の乱雑さは有力識者、他府県観光客から厳しい意見が多い。</p> <p>たとえば、堀川通り、西大路通りの新旧乱れた風景は国際文化遺産都市の名に値しない。（今後益々見苦しくなるであろう）そのため、上記の通り、地域限定、家屋限定を行い、それを将来的に保存していくべきである。そのために居住者のない京町家の永久保存も検討されるべきと思われる。</p> <p>現状を見極めつつ、超長期的な発想を期待します。</p>

受付番号	年代	住まい	※	意見内容
46	40歳代	中京区	1	京町家の重要性、必要性をあらためて確認し、保存活用を現実的に可能にしていくための法制度が制定されることに賛成します。
			2	今回の制度が適用されると見込まれる「景観的、文化的に特に重要なものとして位置づけられた木造の建築物」とされる概ね500件程度は、京都の景観を守るための先行事例としての位置づけと考えます。先の悉皆調査で数え上げられた京都市内に現存する京町家4万数千件を保存活用することは京都らしい景観を維持するために不可欠であり、建築基準法以前の優れた伝統工法の京町家を再びつくることを可能にしていくことが必要であると認識され、前提とされていると期待します。
			3	構造上の安全性確保、防火上の安全性確保については、伝統工法が長い歴史の中で培ってきた知恵や経験を再評価し、定性的な理解が重視されるべきと考えます。
			4	書類上の確認審査を積み重ねることで最低限の品質を保つための手続きではなく、より良いものを作るため、所有者と技術者の責任を重視し、自覚を促すことが目指されるべきと考えます。
			5	全国初となるこの新たな制度が、京都の伝統木造建築を保存活用し、新たに生み出す大きな一歩となり、京都の景観・伝統・文化が受け継がれ、再生される基盤として発展していくことを期待します。
47	30歳代	市外	3	保存活用計画の内容審査に際し、審査基準をどのように設けることになるのか、建築基準法の適用を除外する結果に対し、十分責任を持てるような内容となることを望みます。
			5	不動産売買、相続等の所有者の移行に当たり、保存活用計画の内容の周知が重要と考えますが、第三者に対する内容の開示等を行うなど、契約、相続等でトラブルにならないような配慮を望みます。

※ 番号は、市民意見募集のリーフレットの構成に基づき以下の分類で掲載しています。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| 1 : 制度の仕組及び条例の目的について | 2 : 新たな条例による制度の概要について |
| 3 : 保存活用計画について | 4 : 現状変更の許可等の手続きについて |
| 5 : その他 | — : 項目に沿った形式で御意見をいただいていない場合 |